

# 支部ニュース

2017年12月 No.529

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 「専修大学労災患者解雇事件」差戻最高裁不当決定を弾劾する・・・・・・・・・・萩尾 健太 1
- 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発集団訴訟勝訴
  - ※「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発集団訴訟、福島地裁で勝訴（責任論）・久保木 亮介 2
  - ※『なりわい訴訟』第一審判決報告（被害・損害認定について）・・・・・・・・・・深谷 拓 4
- 衆議院候補として闘って・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・飯田 美弥子 5
- 柴田五郎弁護士への想い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原 希世巳・淵脇 みどり 7
- 11月3日の集会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・辻田 航 8
- 東京地評「第11回東京働く者の権利討論集会」に参加して・・・・・・・・・・中川 勝之 10
- はじめまして～新入団員自己紹介
  - ※自由法曹団・新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・齊藤 彰 11
  - ※「ヒーロー」の一員になる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・菊地 智史 12
- 12/19 支部幹事会&新人歓迎企画のおしらせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 第46回自由法曹団東京支部総会へご参加を！※特別報告集のお願い・・・・・・・・14
- オプリーの飛行中止・米軍横田基地への配備中止とすべての在日米軍基地の撤去を求める決議・15
- 11月多摩・立川地域幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16



# 「専修大学労災患者解雇事件」差戻最高裁 不当決定を弾劾する

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

専修大学労災解雇裁判は、専修大学側から雇用関係不存在確認の裁判を起こされ、地裁解雇無効、高裁解雇無効の判決がされたものの、最高裁では、労災休業中の解雇禁止は、打ち切り補償を支払えば解除できる、という、従来の運用を変える破棄差し戻し判決をされ、差し戻し高裁で解雇有効、そして、2度目の最高裁で上告棄却・不受理の決定を受けるという異例の経過を辿りました。

頸肩腕障害という、対応によっては長期継続する疾病についての理解、労災休業者への復職配慮義務への理解を全く欠いた、冷たい決定です。大変遅くなりましたが、怒りの声明を発しました。

## 「専修大学労災患者解雇事件」差戻最高裁不当決定を弾劾する

本年7月27日、最高裁判所は、学校法人専修大学（被上告人）が業務上の傷病（頸肩腕症候群）による療養のために休業中であつた上告人に対し行つた2011年10月31日付解雇（以下、「本件解雇」）を有効として、労働契約上の地位確認を求めていた上告人の請求を棄却する決定をした。上告理由に当たらない、上告受理申立理由に当たらない、との「三行半」決定であつた。上告人と弁護士及び支援対策会議は、この不当決定を満腔の怒りを以て弾劾する。

そもそも本件は、東京地方裁判所に続き、東京高等裁判所第20民事部が、2013年7月10日、「労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者が労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に該当するものと解することは困難である。」として、本件解雇は労働基準法19条1項に違反し無効と判示していた。それにもかかわらず、最高裁判所が、2015年6月8日、「労災保険法の療養補償給付を受ける労働者も、労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に含まれるものとみるのが相当である」と判示して、上記高裁判決を不当に破棄し、さらに、「本件解雇の有効性に関する労働契約法16条該当性の有無等について更に審理を尽くさせるため」として、原審に差し戻した。

そのため、差戻審では、本件解雇の有効性、すなわち、本件解雇が解雇権の濫用といえるかどうかについて審理を尽くすことが求められていた。ところが、差戻審である東京高等裁判所第22民事部は、一切尋問も行わず、解雇権濫用ではないと判断したのである。

それを不服として、上告人は最高裁に上告及び上告受理申立をしていた。

専修大学は、労災認定を受けて休業中であつた上告人に対して、当初から一貫して解雇を主張し続けていた。そして、上告人が、頸肩腕症候群に罹患した労働者が職場復帰するために必要なリハビリ就労（職場復帰訓練）を求め続けていたにもかかわらず、「債務の本旨に従った提供」ではないとして受け容れなかつたのである。これらの事実からすれば、専修大学の対応は、業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたのであつて、解雇権の濫用であることは明らかであつた。

それにもかかわらず、差戻審は「一般に、労務提供の不能や労働能力の喪失が認められる場合には、解雇には、客観的に合理的な理由が認められ、特段の事情がない限り、社会通念上も相当と認められるというべきである。業務上の疾病による労務不提供は自己の責めに帰すべき事由による債務不履行

とはいえないことから、例外として解雇を制限するが、その場合であっても、労働基準法 81 条の要件を満たし、同条による打切補償がされたときは、解雇までの間において業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も相当と認められるものと解するのが相当である。」として被災者を切り捨てる判示をした上で、上記の上告人に対する専修大学の対応にはまったく触れることなく、「解雇権の濫用に当たるとは認められないから、本件解雇は有効であるというべきである。」と判示したのである。

しかも、上告人が求めた人証調べを一切実施しなかったにもかかわらず、「認定判断を左右するに足り的確な主張立証はないというべきである。」と判示した。

最高裁に求められたのは、このような審理不尽の不当判決を改め、上告人を被災させた専修大学を断罪することであった。ところが、最高裁は全く実質審理を行うことなく、不当な差戻審判決を追認したのである。

最高裁判所の差戻前の判決・今回の決定および差戻審の高裁判決により、業務上の傷病であっても休業している期間が 3 年を超えた労働者に対しては、打切補償金を支払って解雇することが蔓延することになりかねない。

このような、労働者の切り捨てを容易にする判決は、労働者の権利を保障した憲法 27 条の精神に著しく反するものであり、断じて容認できない。

本件については、今後も闘いを続け、これらの判決の不当性を明らかにしていく決意である。

2017 年 9 月 25 日

専修大学労災患者解雇事件上告人  
専修大学労災患者解雇事件弁護団  
専修大学労災解雇撤回裁判支援対策会議

## 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発集団訴訟勝訴

### 「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発集団訴訟、福島地裁で勝訴(責任論)

代々木総合法律事務所 久保木 亮介

#### 1 国の責任を断罪！最大原告を抱える集団訴訟での重要な前進

3.11 福島第 1 原発事故により被害を被った原告約 4,000 名が、国と東京電力を被告として福島地方裁判所に提訴した「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故集団訴訟は、10 月 10 日、勝訴判決を勝ち取りました。

この訴訟は、東京電力だけでなく原発増設を国策として推進してきた国（経済産業省）も被告にしていること、避難住民ととどまった住民が分断されることなく、放射性物質に汚染される以前の環境に戻すまで一律月 5 万円の慰謝料を支払えと足並みをそろえて請求していること、勝訴判決を力に脱原発へと政治を方向転換させることを目標としていることが大きな特徴です。

国と東京電力は、「“想定外”の地震と津波だった。責任はない」と繰り返し主張しました。しかし、

これは明らかな嘘です。6,000名以上が犠牲になった阪神淡路大震災（1995年）の反省に立って設立された国の機関である地震調査研究本部が、2002年に、福島沖の日本海溝付近で巨大な津波を生む地震（専門用語で「津波地震」と言います）が発生し得るという見解「長期評価」を発表していました。万が一の事故も起こしてはならない原子力発電所において、この見解を直ちに津波防災に活かすべきであったのに、コストを優先した国と東電は意図的に無視したのです。

「長期評価」を策定した委員の一人であった都司嘉宣氏が福島地裁で、主査であった島崎邦彦氏が千葉地裁で原告側証人として証言し、被告らの責任が浮き彫りになりました。

千葉では国と東電の責任を否定する不当判決が9月に出されましたが、福島地裁は判決で国の責任を明言。「国の責任を断罪」との旗が出されると、傍聴席に入りきらず裁判所前で待機していた原告・支援の方々から大歓声があがりました。

## 2 責任論についての福島地裁の判断

責任論についての福島判決の特徴をいくつか挙げると

- ① 原子炉等規制法、電気事業法、技術基準省令などの関連法令の趣旨・目的を整理し国（経産大臣）の規制権限が、「最新の科学的知見等を踏まえて適時にかつ適切に行使されるべき」と正しく指摘していること。
- ② 予見可能性を基礎づける知見の程度について、規制権限の行使を義務づける程度に客観的・合理的根拠を有する科学的知見で足りるとし、被告国の主張（被害が現実には発生し科学的知見がすでに形成・確立していることが必要）を斥けたこと。
- ③ 2002年「長期評価」の信頼性について、日本海溝付近で過去に発生した「津波地震」の評価の妥当性、海溝寄りと陸寄りへの領域分けの合理性等を詳細に検討した上で、この「長期評価」に基づき推計すれば、主要建屋のある敷地高さ10mを大きく超える、15m以上（東電が2008年に推計した数次です）の津波を、2002年の時点で予見できたとしたこと（予見可能性の争点は、前橋・千葉に続き3連勝となります）。
- ④ 国は2002年末頃までに、東電に対し、技術基準適合命令を発する規制権限行使をすべきであったとしたこと（原告は遅くとも2006年までに、と主張していましたが、早い段階での規制権限不行使を認定してくれました）。
- ⑤ 結果回避可能性について、原告が提出した渡辺敦雄氏（元東芝社員、福島原発3号基等の設計を担当）の意見書等に基づき、電源維持のための主要機器のある建屋および建屋内の部屋の水密化等を実施していれば、結果回避できたと認定していること。当時は津波対策は防潮堤を作るかどうかしか考えられなかったとの国の主張を斥けたこと。

2002年という、3.11まで十分な時間がある段階での予見可能性と規制権限不行使を認定したこと、結果回避措置についても水密化等手堅く実効性のある措置を強調していること等、全国の類似の訴訟にも大いに良い影響の期待できる、判断内容だったと思います。

## 3 闘いは高裁へ

賠償責任についても、事故直後に国が示した基準（「中間指針」と呼ばれています）では、ほとんど賠償が認められていなかった福島市・伊達市等のいわゆる「自主避難区域」や、茨城県等県外の避難者についても、中間指針を超える賠償が認められました（この点は深谷団員から別途報告があると

思います)。

とはいえ、判決はまだ確定していません。国と東電は仙台高裁に控訴し、原告たちも賠償額が不十分として控訴しました。前橋・千葉訴訟は東京高裁でこれから闘いが本格化します。

二度と同じ被害を繰り返さないためにも最高裁まで勝ち抜きます。引き続き応援をよろしくお願ひします！

新年の挨拶

元来、一人で仕事し、解決し、「自分の成果」をしみじみ味わうのが好きではあります。が、昨年の上原事故集団訴訟では、「チームプレーのみが生み出しうる力」を痛感しました。何でも抱え込まず、課題に相応しい協同・協力をいかに作り出すかが大事なんですね。いい勉強になりました。

## 『なりわい訴訟』第一審判決報告 (被害・損害認定について)

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団 深谷 拓

2017年10月10日午後2時、3,824人の原告が原発被害を訴えた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の判決が福島地方裁判所で言い渡された。

2013年3月11日に提訴してから4年7か月。その闘いの結果は、裁判所前に集まった約1,000名の原告・支援者に、「勝訴」、「国と東電 断罪」、「被害救済広げる」と書かれた3枚の旗で示された。

私は弁護団内の被害班の一員として被害の主張立証に尽力してきた。提訴時からの課題は、①20mSv/y以下の地域でも被害が生じていること、②中間指針を超えた被害が生じていること、の2点を判決で認めさせることだった。特に放射性物質によって汚染された地域に暮らす住民の被害をいかにして明らかにすることができるか、弁護団内で何度も議論してきた。最終的に弁護団で立証の柱としたのは、裁判官にも放射能汚染による被害を体験させるための現地検証の実施、そして、放射能汚染による原告らの苦痛を原告の言葉で打ち出していくことだった。避難指示区域（浪江・双葉・富岡）・中通り（福島市）の現地検証、そして35名の原告本人尋問を実施し、2000通を超える原告全世帯のチェック方式陳述書を提出した。

第一審判決は、中間指針を超えて自主的避難等対象区域の住民に16万円、県南地域の住民に10万円、茨城県北部の住民に1万円の損害を認定した。また、帰還困難区域の被害として20万円を増額して認定した。中間指針で被害認定されていなかった賠償期間や地域について救済範囲を一律に広げたことは大きな前進だといえよう。

しかしながらこれらの損害認定額が、現地



検証で目にした被害実態、そして法廷で 35 人の原告らが語った被害に見合ったものかといえ、もちろん、全くもって不十分である。これだけ大規模な原告が結集し、検証・原告本人尋問による代表立証に加え全世帯分の陳述書を提出して被害立証しても、この水準までしか到達できなかったことは、正直、残念でならない。

事故から 6 年半が経過し、避難指示区域外に暮らす住民の被害はさらにとらえにくくなっており、避難を続ける住民との意識のずれも広がっている。避難指示区域についても、今年の 4 月で帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、来年 3 月で賠償が打ち切れようとしている。避難指示が解除されても、若者の帰還率は低いままである。国や東京電力は被害を明らかにするようなデータは集めない、残さない。いよいよ原発事故被害の切り捨てが完了しようとしている。

控訴審では、第一審判決で到達できなかった被害実態に見合った判決を獲得すべく、共に 4 年半闘ってきた弁護団員の知恵と力を結集してさらに被害を打ち出していきたい。

なお、最後にこの訴訟の主役である原告団についても報告させていただきたい。

この裁判を提訴した 2013 年当時、避難指示区域と中間指針によって被害者は分断され、国による被害の切り捨てが徐々に進められていた。なりわい原告団は、そのような分断を乗り越え、避難の有無にかかわらず、被害者全員で原状回復と被害の一律救済を求めていこう、二度とこのような被害を生じさせぬよう原発の廃止を求めていこうという目的のもと結成された。第一次提訴に続き第 4 次までの追加提訴によって約 4,000 人という大規模な原告団となった。そして、現地検証や原告本人尋問といった被害立証や、裁判外での国・東電との直接交渉などの活動を通じ、結束力・行動力のある原告団が組織されていった。第一審判決前には署名要請活動が展開され、日本全国さらには海外から 23 万 4567 通の署名が集まった。この原告団の存在は、なりわい第一審判決よりもはるかに大きな力を持っている。

この 4 年半で原告団と弁護団の結束も自然と深まった。第一審判決前夜から祝勝会が開かれていたくらいである。こんなにも素晴らしい原告団とともに控訴審を闘えることが何よりもうれしい。

## 衆議院議員候補者として闘って

八王子合同法律事務所 飯田 美弥子

1 昨年 3 月末に予定候補となって以来、弁護士活動と憲法落語を続けながら、候補者としても活動した。

今年 6 月中は、都議選の応援弁士として連日朝宣伝（主要駅前で 6 時 45 分から 1 時間）をし、都議選後も、市議と共に週 2、3 回の朝宣伝、その他街頭演説や小集会を続けていた。

9 月 16 日は、戦争法強行採決以来、八王子で月 1 回続いている超党派の市民集会「ノーウォー八王子アクション」があった。私は共産党代表として挨拶をし、集会後、口演のため名古屋に向かった。

その日の集会アピールは、「憲法発議が来春にも想定される、厳しい闘いになってもガンバロー！」というものだった。

急転直下、衆院解散必至となったのは、その翌日のことだ。

2 アベ首相は、北朝鮮の脅威と少子化という二つの国難を突破するための解散だ、と強弁したが、急に国民の信を問う必然性はない。

民進党が代表選後もなお求心力が強まらず、かつ、先の都議選で圧勝した小池都知事が新党を立ち上げられないうちに選挙をして、多数を占めよう、という党利党略の解散なのは明らかだった。森友・加計疑惑と南スーダン日報問題で手負いのアベ首相が取った九死に一生の策といえよう。

9月28日夕刻、衆院解散の日、比例代表候補にもなっていた私は、降りしきる雨の中、新宿西口での政党宣伝カーの上にいる。

直前には、野党第1党の民進党が解党的に、わずか3日前に作られた希望の党に合流する、という驚天動地の報道がなされていた。共産党の共闘の対象は、社民党だけだった。志位委員長でさえ無然としていたが、宣伝カーの周りには傘をさした群衆が詰めかけ、激励の声を上げていた。この人たちがいてくれる、私たちは少数ではない、と私も他の比例候補と共に、手を振って歓声に応えた。

公示までの間に、立憲民主党ができた。アベ改憲と戦争法に反対する勢力がまとまったことは喜ばしいことだった。が、同時に、共産党予定候補は、いずれも、「野党統一」の要求の下、「候補を降りて」という圧力に曝された。実際、共産党は東京の8選挙区で候補を降ろした。それ以上降ろしては、政党として選挙カーや政権放送が確保できない。競合しても仕方ないのです、と説明しても、「野党統一を」という声はなお多かった。

3 私の選挙区は、萩生田光一氏がいるところである。対する野党は、立憲民主党・希望の党、そして私、と「乱立」。希望の党は、大阪からの落傘候補ながら、「美人過ぎる刺客」と話題になった。

注目選挙区だから、取材もたくさん受けた。記者から「どうして共産党から？ どうして八王子から？」と質問され、啞然とした。候補者は、公認してもらえる政党、当選し易い選挙区に流れるという予断があるということだ。

立憲民主党候補は、「踏み絵を踏まなかった男」が最大の売りだった。ポスターは、前原氏とのものから、最終盤、枝野氏とのものに変えた。彼は、市民連合と政策協定を結ばなかったから、候補者調整はあり得なかった。

選挙自体は楽しかった。手応えも感じた。

しかし、結果は、与党が3分の2超を確保、希望の党の惨敗、立憲野党の躍進と共産党の後退というものだった。またしても新党に票が流れた。

4 野党共闘路線が守られたことは、評価すべきだ。共闘の経験が蓄積されたことも意義がある。与党の議席は虚構の多数だと思う。

けれど、やはり悔しさが拭えない。

リスペクトだから、立憲民主党候補批判は避けた。だが、片想いは共闘とは言えないだろう。相手にリスペクトさせるだけの実力がなければ、「降りろ、降ろせ」と共産党は応援団に追いやられてしまう。

共産党が確固として存在しなければ護憲勢力の結集はない。もっと力をつけなければ、と痛感した選挙戦だった。

# 柴田五郎弁護士への想い

渋谷共同法律事務所 原 希世巳・淵脇 みどり

去る 11 月 22 日の「柴田五郎弁護士を偲ぶ会」には 220 名を超す方々がお集まり下さいました。大勢の方々から「故人のお人柄ですね。いい会でした。」とのお言葉を頂きました。会では原が冒頭のあいさつ、淵脇が閉会のあいさつを致しました。その要旨を掲げます。

(冒頭あいさつ・原 希世巳)

柴田五郎弁護士は 1964 年に弁護士登録をして、松本善明法律事務所（現在の代々木総合法律事務所）で弁護士として活動を始めました。

1976 年、坂本福子弁護士ら 2 名の弁護士と三軒茶屋で世田谷法律事務所を開設しました。1981 年 4 月に渋谷に移転、翌年に渋谷共同法律事務所に名称変更、そして本年 3 月に引退されるまで、「所長格」として事務所を支えてきました。

柴田さんが亡くなったのは 8 月 17 日でした。この日柴田さんはお昼にそば屋さんに行きました。日本そばは柴田さんの大好物です。何口か食べた後、おそばをのどに詰まらせてしまいました。救急車で搬送されましたが、その日の夜、3 人のお子様とお孫さんたちみんなに見守られながら息を引き取りました。ご家族みんなから親しまれ、愛された「じいじ」でした。

急な知らせに私たち皆、驚きました。師と仰ぐ柴田弁護士をこのような形でこんなに早く亡くした、その寂しさ、切なさは言葉になりませんでした。

柴田さんは説教じみたことは絶対にいわない人でした。議論をするときは私のような駆け出し相手でも、真剣そのものでした。飾ることなく、弁護士として、人間として、そして仲間として、私のような若輩とも大切に付き合ってくださいました。柴田さんの仕事する姿、赤提灯で酌み交わしながらの言葉や仕草、そして、うれしいときの満面の笑顔……。そんな柴田さんの生き様に教えられて私の今があります。まさしく恩師でした。

柴田さんはツボにはまると途轍もない力を発揮しました。強者による人権侵害への怒りは強烈でした。布川再審を始め冤罪を引き起こした警察・検察、そして裁判所への怒り、労働者の権利を踏みにじる会社への怒り、零細企業を押しつぶす大企業のやり口への怒り……。厳しい視線と引き締まった口元から発せられる言葉は、みなを心を打ちました。

弱者が強者に勝つにはどうするか、これが柴田さんの一生のテーマだったと思います。その難しさを知るからこそ、「被害者」であるはずの依頼者は厳しい「詰め」にあいます。布川事件の桜井さんも「最初は検事よりも怖かった」そうです。

私がすばらしいと思うのは、そのような中で、そして一緒に汗を流す中で、弁護士と依頼者という関係を超えて、人と人としての信頼関係に結ばれた「元依頼者」層ができていったことです。この「しのぶ会」にも大勢の方がご出席頂いています。

柴田さん、本当にありがとうございました。ご冥福を祈ります。

(閉会あいさつ・涙脇みどり)

本日はお忙しいところ、柴田五郎弁護士を偲ぶ会にご出席いただきありがとうございます。皆様とともに柴田弁護士の思い出を語り合うことができ、心のさみしさ、つらさも少し和らいだように思います。

柴田先生は、本当にご家族を大切にされる方でした。そして周りの人間やその家族も、みな自分の家族のように、優しく心をかけてくださいました。3人のお子さんたちも小さいときから、事務所の掃除を手伝ってくれました。所員の子供たちが、代々掃除のシュレッダー当番をするというのが、当事務所の伝統になりました。また、ご自宅の芋煮会に招いていただき、所員の子供たちにも、先生の畑で、大根掘りをさせていただきました。

今日の皆様のお話、追悼文、返信はがきに寄せられたお言葉、すべてに、先生が、どなたに対しても分け隔てなく、家族のような暖かさで、優しく愛情深く接してこられた様子がわかりました。今日もきっとニコニコしながら、皆さんのテーブルを廻り、思い出話を聞きながら、大好きなお酒をめしあがっておられたと思います。

私達も、そんな先生のご指導を受けて弁護士として歩き出すことができたことを改めて、幸せに思います。しかしまだまだ未熟です。先日も所員の千葉弁護士と、事件の相談をしながら、「こんな時、柴田先生だったら、どう発言されただろう？」と話しました。素晴らしい胆力と、ユーモアあふれる切り返しで、一言で、その場の空気をもっていってしまう、そんな柴田流のまねは到底できません。足下にも及びません。それでも、柴田先生は、今でも私たちに、そうやって、「もし先生だったら」と、考えさせ、教えてくださっていることと思います。先生に出会えたこと、教えていただいたことを感謝し、誇りをもって、恥ずかしくないように生きていきたいと思っています。

最後に、きっとこの会場の皆様が、全員等しく胸に抱いておられる言葉で、締めくくらせていただきたいと思っています。

「柴田五郎先生、本当にどうもありがとうございました。」

(当日配布した追悼文集、余部が若干ありますので、ご希望の方は渋谷共同法律事務所まで御連絡下さい。)

## 11月3日の集会に参加して

北千住法律事務所 辻田 航

### 1 自己紹介

団通信や沖縄調査団報告集の方へはすでに寄稿したことがあります。新人であるにもかかわらず、まだ自己紹介をしたことがありませんでした。そこで、本題の集会とは関係ありませんが、まずは自己紹介をしたいと思います…

69期、北千住法律事務所の辻田航（ツジタ ワタル）と申します。

出身は東京の小金井市で、早稲田大学法学部、一橋大学ロースクールを経て、2015年に司法試験

に合格しました。

修習地は佐賀で、(後から知りましたが) 団員の指導担当弁護士の下で弁護修習を行いました。全国最小クラスの修習地でしたが、とても充実した修習生活を送ることができたと思っています。

団東京支部では、先日行われた沖縄調査団に参加し、沖縄の運動の現場を見聞きして参りました。また、他に現在行っているものとしましては、団本部の教育問題委員会に参加しているほか、共謀罪対策弁護団(事務局次長)やブラック企業被害対策弁護団、安保法制違憲訴訟などでも活動しております。

団東京支部の皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

## 2 集会について

さて、それではいよいよ本題に入りたいと思います。

11月3日に国会議事堂周辺で行われた、「安倍9条改憲 NO!全国市民アクション 11・3 国会包囲大行動」と題する集会に、警備担当弁護士として参加しました。

警備担当者は、各団体から派遣されるという形だったようですが、私は青法協からの要請で参加しました…団ではなく。青法協会員としての活動について、なぜ団の支部に寄稿しているかは謎です(笑)。きっと私のあずかり知らないところで何らかの力が働いたのでしょう…

それはともかく、集会の話に戻ります。当日は、まずとても暑かったです。11月とは思えない気候で、日陰がなければつらかったです。

私の場所からはよく見えませんが、国会正門前のステージでは、様々な方々によるスピーチが行われていました。立憲民主党の枝野幸男代表、共産党の志位和夫委員長、社民党の福島瑞穂副党首、民進党の江崎孝議員、ピースボートの川崎哲さん、韓国のキャンドル革命のキム・ヨンホさん、元最高裁判事の濱田邦夫弁護士などなど。トップバッターの枝野代表のスピーチは、市民に語りかけるようで、とても上手いものでした。実は私、立憲民主党の結党直後の枝野代表のスピーチを生で聞いていたのですが、選挙期間を経たことで、ますます話が上手くなったように思います。また、濱田邦夫弁護士のスピーチは、元最高裁判事とは思えないほど切れ味鋭く、力強いものでした。

主催者によれば、この日の参加者数は約4万人だったとのこと。ただ、残念ながら、国会を「包囲」するようにまんべんなく人が広がっていたため、私としては4万人という人数を実感することができませんでした。「国会包囲」では、立憲民主党の街宣のような、SNSやメディアで映える写真を残すのも難しいように思います。今後、安保法制の審議中のように、また国会正門前の車道を使えばよいのですが、警察は嫌がりそうです。もっと人が密集しやすい場所を探すべきなのかもしれません。

ともあれ、安倍政権による改憲に反対する人が4万人も集まり、私たち警備担当者の仕事もなく無事終了したのは、とても良かったと思います。

今後、安倍政権のめざす改憲に対して国会の内外で闘いが繰り広げられると思われませんが、私も微力ながら闘っていきたいと思います。

# 東京地評「第 11 回東京働く者の権利討論集会」に参加して

東京法律事務所 中川 勝之

私が弁護士登録した 2007 年から始まった東京地評の権利討論集会も早 11 回目で、私も 2、3 回位以外、参加してきました。

例年、学者の先生による全体会（記念講演）と 4 つの分科会（概ね、非正規労働、労働組合、争議、メンタルヘルス）があり、今年は下記のテーマでした。

<全体会>

安倍「働き方改革と労働法「復権」の課題」（和田肇名古屋大学教授）

<分科会>

第 1 分科会「非正規労働者の権利闘争と組織化」

第 2 分科会「要求前進・権利擁護のための団交権活用の仕方」

第 3 分科会「労働争議をどうすすめるか、勝利の経験に学ぶ」

第 4 分科会「長時間労働・ハラスメントとメンタルヘルス」

和田先生は労働判例 1054 号 2 頁（2012 年 11 月 15 日号）に「労働契約法改定は有期雇用不安定化法である」との「遊筆」を書かれていて、労働契約法改定＝雇止め促進法と思っていた私とその記事に目をとめた記憶がありました。

和田先生の話は、働き方改革に対する厳しい批判ではありましたが、一方で依然として男性正社員を前提とする働き方に問題を提起する内容ではありましたが。

分科会には通常、団員から助言者があり、第 1 分科会には大久保修一団員、第 2 分科会には萩尾健太団員、第 4 分科会には蟹江鬼太郎団員が配置されていました。

そこで、誰も団員はいないのかな、また、レジュメを見ておやっと思ったので、第 3 分会に参加しました。

第 3 分科会では 3 つの争議のレジュメ・報告が準備されており、次のとおりでした（「」はレジュメの表題）。

- ①松陰学園争議「譲れない要求を確認しつつ、団結して闘った 33 年」
- ②JAL マタハラ争議「JAL CA マタニティハラスメント裁判を終えて」
- ③東芝差別争議「東芝差別是正争議の成果と教訓」

②は所員が弁護団に入っており、概要は聞いておりましたが、まとめて聞いて勉強になりました。

①については、争議団の寺島さんとはよくお会いしておりましたが、争議自体の話聞いたことはありませんでした。私学にはワンマンが多いという印象を持っておりましたが、裁判・都労委闘争をする中でも、職場の要求を少しずつ実現させてきたのは労働組合あつてのことだと思いました。

③がおやっと思った争議です。レジュメの中でも 2008 年 4 月 24 日に全面一括解決とあるように、この時期に報告は何故？と思ったのですが、いろいろ噂を聞いたりしていたので、興味深く聞きました。「東芝の職場を明るくする会」という労働組合ではない団体が争議解決の当事者となって、同種の紛争の再発を防止するために「明るくする会」と東芝が努力することを協定で確認するとともに、現在も「明るくする会」がホームページを中心として「東芝リストラ」の相談等を行っているとのこと。

参加者からは、最高裁で敗訴確定しても闘って勝利した経験を聞きたいとの意見もありました。分科会が終わった後は、各分科会の参加者から若干の報告があり、閉会挨拶がありました。例年、閉会挨拶は団支部幹事長の担当です。長尾幹事長から、総選挙結果を踏まえて闘いを継続するとともに、闘いを広げることが提起して閉会となりました。今回の参加者は約 70 名と少なかったようですが、労働組合の方が多数来られていますし、大変勉強になるので、皆さんもお越し下さい。

## はじめまして ～新入団員の自己紹介

### 自由法曹団・新人紹介

台東協同法律事務所 齊藤 彰

#### 1 はじめに

69 期弁護士齊藤彰と申します。去年の 12 月に自由法曹団へ新規入団いたしました。現在は、上野にある台東協同法律事務所勤務しております。

#### 2 入団に至った経緯

私は、司法修習が開始する 1 カ月半ほど前、青法協が主催するプレ研修の存在を知りました。私は、修習が開始する前に、予備弁護士の業務に触れ、実のある修習を送りたいと考えていました。そのため、プレ研修に参加すれば、弁護士の業務に触れることができると考え、参加を決めました。

研修先の事務所では、青法協や自由法曹団に加入されている弁護士の先生が多くおられました。そのため、様々な先生とご一緒させて頂く中で、青法協や自由法曹団の活動についてのお話を聞く機会がありました。それまでは、自由法曹団の名前を知らず、活動の実態も理解していない状態でしたが、お話を聞く中で、自由法曹団の活動に興味を抱くに至りました。

その当時、私は、就職活動をしており、縁があつて現在の事務所の面接を受けました。その際に、自由法曹団や青法協のお話がありました。前記のとおり、自由法曹団の活動に興味を持ち始めていた時期であったため、自由法曹団への入団を決意しました。

#### 3 今後の抱負

私は、現在、消費者問題、特に訪問販売やマルチ商法等の、特商法分野の問題に強い関心を抱いております。訪問販売やマルチ商法等は、知識・経験・判断能力が必ずしも不十分でない消費者に対し、業者が様々な手段を使って勧誘し、消費者に深刻な損害を与える商法です。そのような商法に対しては、消費者自身が知識や対処法を身に付けることが一番重要ですが、それに加えて、弁護士が業者に断固として対峙し、強硬手段や詐欺的手段が大きなりスクを伴うことを業者に理解させる必要があります。

また、憲法 9 条改正や共謀罪への反対運動などについても、出来る限り積極的に関わっていきたいと考えております。新規入団して以降、支部総会や五月集会に参加させて頂き、憲法 9 条や共謀罪をはじめ、最新の議論や問題意識に触れることができました。そのような議論や問題意識は、通常の弁護士業務の中では学ぶことができないため、今後も自由法曹団の活動に参加していきたいと

考えております。

#### 4 おわりに

自由法曹団が行う人権活動は、弁護士だからこそ、自由かつ積極的に出来るのであり、人権を学んだ弁護士が行うからこそ、社会的に説得力があるのだと思います。私は、弁護士となった以上、そのような人権活動に関わるべきだと考えています。私は、今後、自由法曹団の一員として、様々な活動が出来たらよいと思います。

## 「ヒーロー」の一員になる

東京南部法律事務所 菊地 智史

### 第1 今更ですが

みなさま初めまして(?)、東京南部法律事務所に所属しております、第69期弁護士の菊地と申します。今回、私のことを少々ご紹介させていただきます。

### 第2 弁護士になりたくて

採用面接の際には色々申しましたが、弁護士を志した最初のきっかけは、「ダチがトラブったときにケツを持ってやれる漢になりてえ」という素朴な思いです。

文学部の学部生だったとき、親友が交通事故に遭い、加害者が少々アウトロー気味の人であったこともありほぼ泣き寝入りとなってしまいました。親友の助けになれなかった自分が情けなく、次に周りの誰かが同じ目に遭ったら自分が助けねばならないと強く感じたのです。

その後、法科大学院に進学し勉強するうちに、世の中には理不尽な目に遭って涙を飲んでいる人が多くいることを知りました。そして、沢山の人、特に職場における権力関係で劣位に立たされがちな労働者を、「自分が助けねばならない」と感じるに至りました。

### 第3 人生を変えた出会い

とはいえ、司法試験受験3回目の夏までは、漫然と、普通の「少々人権活動もする街弁」になる気でおりました。そんな私を変えたのが、自由法曹団所属の素晴らしい先生との出会いです。

その先生とは、青法協のプレ研修で始めてお目にかかりました。東京地裁の廊下で始めて先生とお会いしたときのことを、今でも鮮明に覚えています。1週間のプレ研修の中で、様々なことを教えて頂き、またプレ研修の期間が終了した後も労働組合の方々との飲み会に連れて行って頂きました。先生が、労働者を初めとする社会的弱者の権利を守るため巨大な敵に敢然と立ち向かう姿は、私には子どもの頃に憧れたヒーローにしか見えませんでした。当然、私も先生のようなヒーローになりたいと決意することになります。

### 第4 落ちる

そう決意しましたが、3回目の試験には不合格でした。先生に不合格を報告した夜は、「あんなにかっこいい先生に慰められてしまって情けない、次こそ頑張る」という内容のツイートをツイッターに延々投稿して、フォロワーが減りました。

## 第5 受かる

そして、4回目の試験を受け、無為と怠惰に彩られた4度目の夏をやり過ごし（この年に試験に落ちたらボディガードかアパレル店員かマッサージ師かお坊さんになろうと思い、警備会社や三陽商会・オンワード等アパレル会社の就活情報をチェックしたり、得度の方法を調べたりしていました）、試験に合格し、一年間の修習を経、弁護士となりました。

## 第6 自由法曹団に入る

そして、弁護士となったのとほぼ同時に、何らの逡巡も決断も経ず、自由法曹団に入りました。「人生を変えた出会い」の時点で、私の将来設計は、「少々人権活動もする街弁」になることから「ヒーロー」の一員になることに変質していました。そして、自由法曹団は私にとって、「ヒーロー」達が所属する組織に他ならず、そこに自分が所属しない選択肢は皆無だったのです。

## 第7 なう

以上のような経緯で自由法曹団に入りました。未だ1年にも満たない短い期間ですが、色々と経験させて頂いております。今後も団の中で様々な活動を頑張って参りたい所存です。特に、労働問題については力を入れて取り組みたいと思っております。また、改憲問題に関心があり、改憲論者の動向をウォッチングしては講演会などの場で市民に告げ口しています。

最近では、11/3の国会包囲行動に見守り弁護士として参加したり、11/8の若手勉強会に参加して変な意見を言ったりしております。これからの数週間で憲法カフェ的なイベントが3つあり、楽しみでありつつなかなかハードです……。みなさま、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

# 12/19 支部幹事会&新人歓迎企画

## 新人歓迎企画！「憲法学習講師養成講座」

講 師：青龍 美和子団員（東京法律事務所）

日 時：2017年12月19日（火）16:00～

当日は14:00より支部幹事会です。こちらもご参加ください。

会 場：自由法曹団事務所（※変更の可能性あり）

安倍首相は、2019年参議院選挙前までの安倍9条改憲に向けた動きを加速させようとしています。改憲の発議、国民投票を阻止するために、これまで護憲運動を担ってきた労働組合や民主団体、さらには、政治や社会問題に関心のなかった人たちに向けて、いまの政治情勢、立憲主義や憲法9条の平

和主義などを学習する必要性が高まっています。

そこで、自由法曹団東京支部では、若手の中で多くの憲法カフェや学習会を主催する、青龍美和子団員を招いて年末に弁護士登録をした新入団員向けに憲法学習会講師養成企画を開催します。

各事務所の先輩弁護士のみなさまには、入所予定の新人弁護士や 1～2 年目の若手弁護士とご一緒にご参加いただきますよう、お願いいたします。

終了後は、18:00 頃から新人歓迎会&忘年会を予定しています。是非ご参加を！

## 第 46 回自由法曹団東京支部総会へご参加を！

事務局長 平松 真二郎

2017 年 10 月 22 日投票の衆議院議員総選挙では、自民党・公明党の与党で衆議院の 3 分の 2 を超える議席を得たほか、希望の党や日本維新の会といった憲法 9 条の改憲を求める勢力が衆議院の 4 分の 3 を占める結果となっており、今後、いよいよ安倍 9 条改憲への動きが加速する事態となっていくものと思われます

社会保障を切り捨て、市民の暮らしや雇用を破壊して「企業が世界で一番活動しやすい国」づくり、さらに、安倍首相がもくろむ 9 条改憲による「戦争ができる国」づくりを目指す“安倍政治”を許さない闘いにどう取り組むか、人権を擁護する弁護士の立場で憲法と民主主義を守って奮闘する自由法曹団東京支部の役割が今後ますます重要になっていくものと思います。

2018 年 2 月に、これまでの取り組みの教訓に経ってこうした情勢にどう立ち向かうべきかを討議する場として、下記の通り、第 46 回自由法曹団東京支部総会を開催します。

できる限り多くの支部団員の皆さんのご参加をお願いします。

日時：2 月 23 日（金） 午後 1 時開会

2 月 24 日（土） 午後 1 時終了（予定）

場所 ホテル KKR 熱海（静岡県熱海市春日町 7-39）

講師に小森陽一東京大学教授をお招きして、安倍 9 条改憲を阻止するために団員、法律家にどのような取り組みを期待しているか等を中心に 9 条改憲は次阻止に向けた展望を語ってもらう予定です。

### 特別報告集を作成します。

支部団員や団事務所の事務員であれば、どなたでも執筆できます。ご自分の扱っている事件や活動について、原稿をお寄せください。

字数：1200～1600 字

締切：2017 年 1 月 18 日（木）

送付先：dantokyo@dream.com

## オスプレイの飛行中止・米軍横田基地への配備中止 とすべての在日米軍基地の撤去を求める決議

米国政府は、2015年5月、日本政府に対し、CV-22 オスプレイを東京の米軍横田基地に配備することを通告した。当初は、今年中に3機配備することが予定されていたが、その後この配備は延期された。しかしながら、2021年ころまでに10機が配備されるとの計画自体は変更されていない。

オスプレイは、敵地の強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする機体である。このような特殊攻撃的機体を横田基地に配備することは、同基地を日米共同の特殊作戦や海外侵略の最前線基地とすることにほかならない。折しも、北朝鮮のミサイル発射・核実験問題についての情勢に関連して、アメリカは北朝鮮への軍事侵攻も辞さないという姿勢を露わにしているが、在日米軍基地へのオスプレイ配備も、このようなアメリカの軍事優先主義と軌を一にするものであり、厳しく批判されなければならない。

オスプレイは、従前から世界各地でたびたび重大な事故を惹起しており、昨年12月には沖縄・普天間基地所属の機体が名護市安部の海岸に墜落した。また、今年8月には、やはり同基地所属の機体がオーストラリア東部クイーンズランド州沖合の海上に墜落している。

もとより、現在オスプレイは、すでに日本全国の上空を飛び回っているものにほかならない。とりわけ、横田基地は中継地点となっているために、オスプレイが日常的に飛来している。今年3月には新潟県と群馬県において日米共同訓練が実施されたため、横田基地には1ヶ月間で104回ものオスプレイの離発着があった。

死亡事故を繰り返し、安全性に問題のあるオスプレイが東京をはじめとして全国各地の上空を飛び回り、さらには低空飛行で甚大な騒音被害を撒き散らして、国民の生命と安全を脅かし、平穏な暮らしを踏みにじることは到底許されるものではない。

東京地方裁判所立川支部は、先月11日あらためて基地の周辺に居住する住民について、米軍機騒音による被害の発生を認定し、国に対して損害賠償の支払を命じた。

住民の騒音被害を根絶し、国民の生命と安全、平穏な暮らしを守るため、ただちにオスプレイの飛行は中止されるべきである。ましてや、オスプレイの横田基地への配備計画などはただちに撤回されなければならない。

私たちは、日本国憲法9条・前文が定める国際協調主義に基づく平和主義の原則を堅持するものであり、このような見地から、日米当局者に対し、オスプレイの飛行中止、横田基地へのオスプレイ配備中止及び米軍機による騒音被害の根絶を求めるとともに、日米の軍事一体化の元凶である在日米軍基地をすべて撤去するよう求めるものである。

2017年11月22日  
自由法曹団東京支部幹事会

# 11月多摩・立川地域幹事会議事録

## □改憲・海外派兵等の情勢

- 総選挙（10月22日投票）の結果と改憲をめぐる情勢
  - ・ 団本部から、田中団員による分析資料あり。自公で3分の2超を維持したが、議席数・占有率共に減少しており「大勝」したわけではない。公明が議席数を大きく後退させている。

## ○国際情勢

- ・ 米トランプ大統領のアジア諸国訪問、北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射等をめぐる情勢

## ○取り組み

- ☆ 安倍9条改憲NO！全国市民アクション3000万人署名

締切は5月末。支部目標は5万筆、

[各事務所の取り組み]

- ・ 新春の事務所ニュースと共に依頼者へ送付予定。
- ・ 相談室にポップを置いておく。
- ・ 従来の方法に加えて、担い手を増やすという方向性をどう取り組んでいくこと
- ・ 支部の目標設定に沿って郵送や電話かけ等で取り組んでいく。

## □沖縄関係

### ○ 辺野古沖新基地建設問題

- ・ 沖縄防衛局はK1、N5護岸工事に着工（11月6日、4月にK9着工、その後工事停止）
- ・ 県は国頭村奥港の使用を許可（11月3日報道）
- ・ 県は工事差し止め訴訟を提起（10月10日第1回弁論・済）、仮処分の申し立て

### ○ 名護市長選挙（18年1月28日告示、2月4日投票）稲嶺現市長と自民市議との一騎打ち

団本部1月常幹は選挙応援のため名護に決定。

- ☆ 団支部の取り組みー銀座マリオン前宣伝（1月25日(木)pm.5:00）

### ○ 団支部内沖縄プロジェクトチームについて

名護市長選挙への対応、具体的な取り組み効果的な連携の形を

### ○ 高江のヘリパッド建設問題

- ・ 東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第4回弁論（11月22日・済）裁判長の訴訟指揮により本案審理に入ることに。

## □刑事司法・弾圧関係

- 共謀罪の廃止に向けてのたたかい
- 少年法の適用年齢引き下げ
- 給費制訴訟の状況

## □労働関係

- 「ニッポン一億総活躍プラン」、安倍「働き方改革」などについて

- ・高度プロフェッショナル制度，時間外労働の上限規制，解雇の金銭解決等一情勢

#### ○事件報告

- ・中央労働委員会に対する抗議及び要請・京王バス小金井外2社不当労働行為事件。

#### □教育関係

##### ○家庭教育支援法案

- ・全教、新婦人と合同会議を設定し、引き続き取り組みを強めていく。

##### ○道徳の教科化

- ・「平成30年度使用「道徳」教科書採択協議会のやり直しを求める申し入れ書」について

##### ○取り組み

☆2・3東京教育集会2018（2018年2月3日(土)pm.1:30，於・発明会館（最寄り：虎ノ門駅）  
4つのテーマで学習会形式の講演が予定されており、6つのテーマでリレートークが予定されている。ぜひ多くの団員の参加を！

##### ○教員の働き方改革

11月6日、現役教員らが現職審議会を立ち上げ緊急提言。全教も意見書を出している。団としても引き続き注視していく必要がある。

[三多摩法律事務所の取り組み報告（植木則和団員）]

武蔵村山市において、平成30年度使用道徳教科書採択協議会の採択手続きに著しい瑕疵があるにもかかわらず教育出版の道徳教科書が採択された。採択のやり直しを求めている。引き続き教育委員一人ひとりに働きかけていく

江戸川区でも教育出版が採択されている。東京東部法律事務所との連携も考えていければと考えている。

#### □多摩地域での取り組み

[八王子合同法律事務所]

- ・「NO! WAR! 八王子アクション（主催 戦争をさせない八王子市民集会実行委員会）」11月19日のアクションで28回目を迎えた。事務所から毎回弁士を送り出している。
- ・「戦争をする国づくり反対！憲法を守り・生かす共同センター八王子」10月1日に山口二郎教授を講師に迎えて学習会。
- ・「9条の会八王子市内連絡会」12月1日18時から八王子市北の市民センターにて学習会予定（講師：法政大学名誉教授 五十嵐仁氏）
- ・「八王子平和市民連絡会」10月13日、オリンパスホールにて集会。山城博司氏の対談相手を白神弁護士がつとめ、石島弁護士が実行委員として参加。
- ・「わかち（若者～憲法～八王子）」市内の青年労働者、大学生、高校生、中学生とともに、さまざまな課題で学習会や企画をすすめている。
- ・「青年劇場「あの夏の絵」八王子講演」事務局として取り組んでいる。11月28日（火）18:30～、いちようホール（八王子芸術文化会館）小ホール。

[ひめしゃら法律事務所（佐々木洪平団員）]

所属の杉野弁護士が、昭島での市民連合の立ち上げに関わっている。

事務所に憲法関連で講演依頼が来た際に対応できるよう、事務所内で学習会を企画していこうという声も出ている。

[リニア中央新幹線訴訟の現状と課題（関島保雄団員）]

ストップ・リニア訴訟の提起及び、これまでの訴訟経過及び、今後の予定について報告。訴訟での法律的争点、国やJR東海の主張、今後の主張・立証の課題について。原告弁護団は30数人が名を連ねているが、実動は数人。是非、弁護団に加わっていただきたい。

[国連人権理事会 UPR（普遍的提起審査）の開催（鈴木亜英団員）]

人権状況について審査を受ける。日本は今回で3回目。各国から様々な指摘勧告を受ける。

□都政問題

◎受動喫煙防止条例

次回都議会定例会に「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」が提出される予定。以前の千代田区の条例（団としても2001年反対の意見を出している）も考慮すると、公安条例としての側面を有していると考えられる。継続して問題点を調査していく。

○都市計画道路特定整備路線の問題

・板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み

○横田基地関連

・オスプレイ配備問題

・騒音公害訴訟判決（10月11日）

過去の賠償は認められたが、将来の賠償、自衛隊機・米軍機差し止め、救済範囲の拡大は認められなかった。双方控訴。

○立川・生活保護廃止自殺問題（立川事件）

○武蔵村山・国保税等の徴税実務をめぐる問題

【当面の日程】

安倍9条改憲を許さない、安倍内閣の退陣を要求する12・19行動

●日時：12月19日（火）18時半～

●場所：衆議院第2議員会館前を中心に

●主催：安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

戦争とめよう！安倍9条改憲NO！2018年新春のつどい

●日時：1月7日（日）14時～16時半

●場所：北とぴあ・さくらホール（東京都北区王子1-11-1 王子駅徒歩1分）

●主催：安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)